

2021年11月10日

各位

会社名 三菱UFJ国際投信株式会社
(管理会社コード 13444)
代表者名 取締役社長 横川 直
問合せ先 コールセンター (TEL.0120-759318)

**「国際のETF VIX短期先物指数」の信託終了（繰上償還）
および重大な約款変更に係る書面決議基準日設定
ならびに監理銘柄（確認中）への指定のお知らせ**

当社は、「国際のETF VIX短期先物指数」（以下「本ETF」といいます。）につきまして、繰上償還および当該繰上償還にかかる投資信託約款の重大な内容の変更（以下、「重大な約款変更」といいます。）を行うため、法令の規定に従い書面決議の手続きを行うことを決定いたしました。当該書面決議においては、2023年11月14日を基準日として設定し、当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を、当該書面決議における議決権を行使できる受益者と定めますので、ここにお知らせいたします。

なお、当該繰上償還および繰上償還にかかる重大な約款変更に関する書面決議が可決された場合、2024年2月13日付で約款変更を実施、2024年2月14日を信託終了日として繰上償還する予定であり、本ETFは2021年11月10日以降、東京証券取引所において監理銘柄（確認中）に指定されます。

記

1. 対象ファンド

国際のETF VIX短期先物指数（証券コード：1552）

2. 繰上償還および付随する約款変更に関する日程（予定）

| | |
|-------------------|----------------|
| 書面決議の対象受益者の確定基準日 | 2023年11月14日（火） |
| 書面決議に関する書類発送日 | 2023年12月20日（水） |
| 議決権行使書面による議決権行使期限 | 2024年1月9日（火） |
| 書面決議日 | 2024年1月11日（木） |
| 買取請求開始日（予定） | 2024年1月12日（金） |
| 買取請求終了日（予定） | 2024年1月31日（水） |
| 約款変更実施日（予定） | 2024年2月13日（火） |
| 信託終了日（予定） | 2024年2月14日（水） |

3. 東京証券取引所における売買に関する日程（予定）

| | |
|------------------|----------------|
| 「監理銘柄（確認中）」への指定 | 2021年11月10日（水） |
| 「整理銘柄」への指定 | 2024年1月11日（木） |
| 東京証券取引所における最終売買日 | 2024年2月9日（金） |
| 上場廃止日 | 2024年2月12日（月） |

※なお、最終売買日までは東京証券取引所での売買が可能です。

4. 繰上償還および繰上償還にかかる重大な約款変更の内容および理由

<内容>

本ETFの信託期限を無期限から2024年2月14日までに変更し、同日を信託終了日として繰上償還を実施します。

<理由>

本ETFは東京証券取引所への上場以来「運用の基本方針」に則り、基準価額の変動率を、円換算したS&P 500 VIX 短期先物指数（S&P 500 VIX Short-Term Futures Index Total Return。以下「対象指数」といいます。）の変動率に一致させることを目指して運用を行ってまいりました。

本ETFの対象指数はその性質上、短期的に大きな収益機会をご提供できることもある一方、市場のボラティリティが低い状況においては徐々に価値が減少していく特性を有しており、これに伴い本ETFも基準価額が逡減する特性を有しております。このため、基準価額が低水準となり、1口当たりの基準価額における1円の変化が与える影響が相対的に大きくなったことを受け、2017年9月に、投資家のみなさまに、より適正・円滑な形で取引を行っていただけるよう受益権併合を実施いたしました。基準価額はふたたび逡減傾向にあります。なお、本ETFの取引所での取引価格は、市場の需給により影響を受けますが、理論的には裁定が働くことから、基準価額から大きな乖離が生じにくい傾向にあり、同様の経過を辿っております。

今般、再度の受益権併合の実施についても検討いたしましたが、上述の価格特性を有していることから、今後もお提供し続けることで将来的に投資家のみなさまの大切なご資産を減価させてしまう可能性を考慮し、再度の受益権併合ではなく、投資信託約款第43条および第49条に規定している「受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合」に該当すると判断いたしました。一方で、他の商品にはみられない価格特性をもつ商品として、市況によっては短期的に大きな収益機会をご提供できることもあり*、それを期待している投資家のみなさまの売却機会に配慮する必要があると考えました。

そのため、繰上償還の手続を行うことについて通常より早期に決定し、信託期間を無期限から2024年2月14日までとする投資信託約款の重大な変更と繰上償還手続きに係る書面決議までの期間を2年程度確保する日程といたします。

*必ずしも大きな収益が得られるということを示唆・保証等するものではありません。

【投資家のみなさまへ】

当社は本 ETF を 2010 年 12 月 15 日に純資産 3 億 100 万円で設定し、2010 年 12 月 20 日に東京証券取引所に上場いたしました。本 ETF は、他の商品にはみられない価格特性をもつ商品として、上場以来多くの投資家のみなさまに活用いただけてまいりました。しかしながら、短期的に大きな収益機会をご提供できることもある一方、対象指数が、市場のボラティリティが低い状況においては徐々に価値が減少していく特性を有することから、本 ETF も中長期的には価格が逡減する特性を有しており、投資家のみなさまの中には、大きな損失を被られた方もいらっしゃるのではないかと危惧しております。

また、価格が低水準となるにつれて、1 円の変化が与える影響が相対的に大きくなり、対象指数の変動を捉えにくくなる状況となることから、2017 年には、わが国で初めてとなる受益権併合を実施し、投資家のみなさまに、より適正・円滑な形で取引を行っていただけるよう対応してまいりました。しかしながら、中長期には価格が逡減していくという特性が誤解なくご理解いただけているのか、また、広く一般の投資家のみなさまに投資いただくのに適した商品であるか、これまで頂戴してきた多くのご意見をふまえ、本 ETF の継続の是非について、社内で議論を重ねてまいりました。

その結果、価格が逡減していく特性を有する本 ETF のご提供を続けることで、将来的に投資家のみなさまの大切なご資産を減価させてしまう可能性を考慮し、この度、本 ETF を繰上償還することを提案させていただき、書面決議にお諮りするという決断に至りました。

なお、この決断に際して、投資家のみなさまが本 ETF のお取引についてご判断いただく期間をできる限り長く設けるため、異例ではございますが、本日から上場廃止予定日（書面決議により可決された場合）まで 2 年 3 カ月程度の期間を設けることといたしました。（書面決議で重大な約款変更が否決された場合、繰上償還は行われず上場・運用が継続されます。）

つきましては、本 ETF をお持ちのご投資家のみなさまには、本 ETF の特性をご認識いただいた上で、上場廃止の可能性をふまえ、お取引のご判断をご検討賜りたく存じます。

何卒、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

5. 書面決議の判定

繰上償還および当該繰上償還にかかる重大な約款変更を実施するため、2023年11月14日を基準日として設定し、当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を、当該書面決議における議決権を行使できる受益者と定め、書面決議を実施する予定です。なお、繰上償還および当該繰上償還にかかる重大な約款変更は、2023年12月20日頃にお送りいたします書面決議のご案内に基づき、議決権行使期間内（2023年12月21日から2024年1月9日）に賛成の意思表示をされた受益者（法令等の規定に基づき、議決権を行使せず賛成とみなされた方を含みます。）が保有する2023年11月14日の受益権口数が、同日現在の受益者の受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。

6. 書面決議に反対された受益者の買取請求

上記の繰上償還および当該繰上償還にかかる約款変更に反対された受益者は、「投資信託及び投資法人に関する法律」第18条および同法第20条で準用する同法第18条に基づいて、2024年1月12日から2024年1月31日までの間に、本ETFの受託会社に対して、2023年11月14日時点で保有する受益権について当該信託財産をもって買取を同社所定の手続きに基づいて請求することができます。

なお、書面決議に反対された受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。

7. 取得申込および一部解約の停止

議案に関する書面決議が可決された場合、本ETFの取得申込は2024年1月12日以降、一部解約は2024年2月7日以降、受け付けないこととします。

別紙

国際のETF VIX短期先物指数
投資信託約款変更案の新旧対照表

下線部_____は変更部分を示します。

| 変更後（新） | 変更前（旧） |
|---|---|
| (信託期間) 第5条 この信託の <u>期間は、信託契約締結日から2024年2月14日までとします。</u> | (信託期間) 第5条 この信託は、 <u>期間の定めを設けません。ただし、第43条第1項および同条第2項、第45条第1項、第46条第1項および第48条第2項の規定により信託を終了させることがあります。</u> |

繰上償還にかかる重大な約款変更についての Q&A

| | |
|----|--|
| Q1 | なぜこのタイミングで繰上償還を行うのですか。 |
| A | <p>本 ETF は中長期では価格が逡減する特性を有しており、2017 年の受益権併合後も、価格は大きく変動しながらも低下傾向にあります。</p> <p>これまで皆さまより頂戴してきた多くのご意見をふまえ、本 ETF の継続の是非について社内で議論を重ねる中で、2020 年に米国での市場ボラティリティに連動する取引所取引商品の不適切販売*が報じられたこともあり、本 ETF をご提供し続けることの意義を熟考いたしました。</p> <p>その結果、価格が逡減していく特性を有する本 ETF のご提供を続けることで、将来的に投資家のみなさまの大切なご資産を減価させてしまう可能性を考慮し、この度、本 ETF を繰上償還することを提案させていただき、書面決議にお諮りするという決断をいたしました。</p> |
| Q2 | 価格水準にかかわらず繰上償還するのですか。 |
| A | 重大な約款変更が書面決議で可決された場合、本 ETF の価格水準にかかわらず、2024 年 2 月 14 日を信託終了日として繰上償還します。 |
| Q3 | 監理銘柄に指定されることによって、受益者は何か制限されるのですか。 |
| A | 繰上償還にかかる約款変更を予定していることを公表した時点（2021 年 11 月 10 日）で監理銘柄に指定されますが、監理銘柄に指定されることによる、証券取引所での売買取引の制限はございません。ただし、証券会社によっては取引に制限をかける場合もございますので、詳しくはお取引のある証券会社にご確認ください。 |
| Q4 | 繰上償還が決定した場合、いつから対象指数に連動しなくなりますか？ |
| A | 重大な約款変更が書面決議で可決された場合、償還に向けて保有資産を現金化するため、ファンドが有する外国有価証券指数等先物取引および米国国債等を売却することになり、対象指数に連動しなくなります。現時点では、2024 年 2 月 5 日頃を予定しております。 |

*短期的には市場ボラティリティに連動するものの、長期的には価格が減価する可能性が高いと考えられる取引所取引商品について、その商品の説明書面の注意記載にかかわらず、一般投資家に長期保有を勧める不適切な販売がいくつかの販売会社でなされ、また、市場ボラティリティ連動型の商品に関する顧客適合性に係る社内規則の不整備や非遵守などの行為もあったとして、米国 SEC（米国証券取引委員会）が賠償を提起したものの。

以上

<<連動対象指標の特徴と留意点>>

- ・原資産の価格を利用する指標との差異

当ファンドは、円換算した「S&P 500 VIX 短期先物指数」に連動する投資成果を目指すものであり、円換算した「VIX 指数」に連動する投資成果を目指すものではありません。

- ・ロールオーバー時の損益について

期近の先物価格よりも期先の先物価格が高くなっていく順鞘の状態（以下「コンタンゴ」といいます。）においては、次限月以降の限月に乗換え（以下「ロールオーバー」といいます。）を行う際に損失が発生します。

市場がコンタンゴの状態にあり、期先の先物価格が期近の先物価格（売却する先物の価格）よりも常に高い状態にある場合、ロールオーバーに伴う損失により、投資家の元本は大幅に目減りすることになります。

- ・留意すべき投資スタイル

（中長期的な投資）

コンタンゴの状態が多くなる場合、ロールオーバー時の損失が累積することによって対象指標が減価するおそれがあるため、中長期的な投資を行う場合には留意が必要です。

VIX 指数が変動を繰り返して元の水準に戻った場合でも、当ファンドの基準価額が元の水準に戻るとは限りません。